

○事業選定早見表

| 目的 | 内容 | 実施できる事業 | 該当ページ |
|---------------|---|--|-------------|
| ① ほ場を整備したい | 20ha以上の面積の区画整理 (中山間地域なら10ha以上) | ・農地整備事業 | 第4章 |
| | 畦畔除去等簡易な整備 | ・農地耕作条件改善事業 | 第15章 |
| | 水田を畑地として再整備したい | ・畑地等整備促進事業 | 第14章 |
| | 農家負担無しで10ha以上の面積の区画整理 (中山間地域なら5ha以上) | ・農地整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業) | 第4章 |
| ② 水利施設を整備したい | 水利施設の新設・変更等 | ・水利施設整備事業(基幹水利施設整備型) ・水利施設整備事業(農業用水再編対策型)など | 第3章 |
| | 老朽化した水利施設の補修 | ・水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) ・水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) | 第3章 |
| | 水利施設整備と併せて農地集積を図る | ・水利施設整備事業(農地集積促進型) | 第3章 |
| | 水利施設整備と併せて高収益作物導入を図る | ・畑地帯総合整備事業(高収益作物導入型) ・畑地帯総合整備事業(高収益作物転換型) | 第3章 |
| | 地域用水を有する施設の整備 | ・農村環境整備事業 | 第5章 |
| | 簡易な水利施設の新設・変更等 | ・水利施設整備事業(簡易整備型) | 第3章 |
| ③ 農道を整備したい | 全幅員が4.5m以上 | ・通作条件整備型(一般農道整備) | 第6章 |
| | 車道幅員が4.0m以上 | ・通作条件整備(基幹農道整備) | 第6章 |
| ③ 防災・減災化を図りたい | 洪水調整用のダムの整備 | ・防災ダム整備事業 | 第9章 |
| | ため池の整備 | ・ため池整備事業(受益面積2ha以上) ・防災重点農業用ため池緊急整備事業 ・(農業水路等長寿命化・防災減災事業(受益面積2ha未満)) | 第9章 第11章 |
| | ため池の統廃合 | 農村地域防災減災事業(ため池整備事業) ※ため池廃止と代替水源の整備 | 第9章 |
| | | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ※ため池の廃止 | 第11章 |
| | ため池の浸水想定区域図の作成 | 農村地域防災減災事業(体制整備事業) | 第9章 |
| | ため池ハザードマップ作成 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (ため池の保全・避難対策) | 第11章 |
| | ため池の管理体制の強化 | ・ため池整備事業(受益面積2ha以上) ・農業水路等長寿命化・防災減災事業(受益面積2ha未満) | 第9章 第11章 |
| | 用排水施設等の整備 | ・用排水施設等整備事業 ・農業用河川工作物等応急対応事業 | 第9章 |
| | 防災施設等の整備 | ・農地保全整備事業 ・農業用施設等災害管理対策事業 など | 第9章 |
| | 地すべり防止 | ・地すべり対策事業 | 第9章 |
| ④ 総合的に整備したい | 畑作のための農地等の整備 | ・畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型) ・畑地等整備促進事業 | 第3章 第14章 |
| | 中山間地域で農地等の整備 | ・農地整備事業(中山間地域型/中山間傾斜農地型) ・中山間地域総合整備事業 ・中山間地域農業農村総合整備事業 | 第4章 第8章 |
| | 農業基盤整備と集落基盤整備を一体的に実施 | ・集落基盤再編事業 | 第8章 |
| | 簡易な基盤整備 | ・農地耕作条件改善事業 | 第15章 |

○事業選定早見表

| 目的 | 内容 | 実施できる事業 | 該当ページ |
|-----------|-----------------|----------------------|-------|
| ⑤ 災害関係 | 災害(地震、豪雨等)からの復旧 | 災害復旧事業 | 第10章 |
| | 東日本大震災からの復旧 | ・福島再生加速化交付金 | 第23章 |
| ⑥ その他 | 汚水等処理施設の整備 | ・農業集落排水事業 ・農村整備事業 | 第8章 |
| | 再生可能エネルギーの導入 | ・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 | 第21章 |
| | 情報通信環境の整備 | ・農山漁村振興交付金 | 第24章 |